

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条の 規定に基づく国立大学法人茨城大学行動計画

平成28年3月7日
学 長 決 定

女性教職員及び女性の管理職を増や等、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成34年3月31日

2. 本学の課題

- (1) 女性教職員数が少ない
- (2) 管理職を目指す女性が少ない

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性教職員を5%以上増員させるとともに、採用における男女の競争倍率を同程度にする。

〈取組内容〉

- ・平成28年 4月～ 女性が活躍できる雇用環境の整備の施策を重点的に検討するための組織として、ダイバーシティ推進室を設置する。
- ・平成28年 4月～ 学長のリーダーシップの元に、ポジティブアクションを利用するなど、女性教職員を積極的に採用するための施策を講じる。
- ・平成30年 4月～ 上記取り組みについて検証し、必要があれば見直しを行う。

目標2：管理職に占める女性割合を20%以上にする。

〈取組内容〉

- ・平成28年 4月～ 大学の運営を行う執行部に女性教職員を増員させる。
- ・平成29年 4月～ 女性教職員を対象として、管理職への意欲向上を目的としたキャリア研修を実施する。
- ・平成30年 4月～ 上記取り組みについて検証し、必要があれば見直しを行う。

目標3：女性教職員の平均勤続年数を男性教職員の平均勤続年数の70%以上とする。

〈取組内容〉

- ・平成28年 4月～ 教職員の仕事と家庭生活との両立を支援するための制度の拡充を図る。
- ・平成29年 4月～ 拡充した制度を積極的に運用する。
- ・平成30年 4月～ 上記取り組みについて検証し、必要があれば見直しを行う。

目標 4：法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間の平均を、各月 4 5 時間未満とする。

〈取組内容〉

- ・平成 2 8 年 4 月～ 家庭と仕事の両立ができるような労働環境にするため、時間外労働縮減を図る以下の取り組みを実施する。
 - ① 定時退勤日（ノー残業デー）を設定し、当該日に全教職員にメールにて周知を図る。
 - ② 管理監督者に対し過重労働の危険性、時間外労働縮減の必要性について周知を図る。
- ・平成 3 0 年 4 月～ 上記取り組みについて検証し、必要があれば見直しを行う。

目標 5：女性の多様な雇用創出のため、2 種類（①非常勤職員からの登用、②社会経験のある者からの採用）の採用を実施する。

〈取組内容〉

- ・平成 2 8 年 4 月～ 国立大学法人等職員採用試験の他に、非常勤職員からの登用及び社会経験のあるおおむね 3 0 歳以上の女性を採用するために一般公募を行う。
- ・平成 3 0 年 4 月～ 上記取り組みについて検証し、必要があれば見直しを行う。